

平成28年第2回寝屋川市男女共同参画審議会

日時：平成28年8月18日（木）午後2時から午後4時

場所：市役所議会棟4階第一委員会室

出席委員：玉井委員長、億委員、西田委員、井川委員、星野委員、小澤委員、

川田委員、池野委員、西尾委員、松本委員

事務局：長滝谷人・ふれあい部長、澤井人・ふれあい部次長兼人権文化課長、

阪本係長、北田、橋本、出口

○事務局　定刻になりましたので、平成28年度第2回男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日は、委員13名中10名の御出席をいただいておりますので、男女共同参画審議会規則第5条第2項の規定により、審議会は成立していることを御報告申し上げます。

それでは本日、傍聴の申請が4名おられます。委員長よりお諮りのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　皆様よろしいでしょうか。それではお入りください。

それでは、次第にそつて議事を進行するということで、よろしくお願ひします。

まず、1、冊子の「固定的な性別役割意識の解消に向けた取り組みについて」を議題といたします。第1回の審議会の際に、提示の冊子案について委員各位から多くの御意見をいただきました。御意見を踏まえて、改めて冊子案を作成いたしましたので、内容について事務局より説明をしていただきたいと思います。

○事務局　前回第1回の審議会でお示しました「固定的な性別役割分担意

識の解消に向けた取組」の啓発冊子案に対し、委員の皆様から多様な御意見をいただきました。皆様の御意見等を踏まえ、イラストを多用し、家庭・地域・職場における男女共同参画に的を置き、今回新たな啓発冊子案を作成し、お配りしたところです。

それでは、お手元の「資料 1、啓発冊子案」につきましてご説明させていただきます。まず、1 ページの表紙でございます。「見てわかるあなたの身近に男女共同参画」と題し、話しかける形で「男女共同参画って、どんなだろう」と問いかけ、「みんなで一緒に考えてみよう」と提案しております。

次に 2 ページでございます。「男女共同参画とは」と題し、男女共同参画にかかわる親子の会話を 4 コマで記載し、3 ページ以降の内容につなげる導入的な構成としております。

次に 3 ページでございます。「家庭の中での男女共同参画」と題し、「家事は家族皆の仕事」、「子育てはお互いが協力しあうもの」の 2 点を記載しております。

まず、「家事は家族みんなの仕事」でございます。「食事の支度や洗濯、掃除などの家事は、私たちの生活に欠かせない仕事です。一人一人ができることをしながら家族みんなで協力し合えば、きっと快適に過ごせます。」

次に、「子育てはお互いが協力し合うもの」でございます。「子育ては男女がともに責任をもち、協力しましょう。お風呂に入れたり、おむつをかえたり、一緒に遊んだりなど、子供と触れ合うことで家族みんながかけがえのない時間を共有できます」としております。

次に、4 ページでございます。「地域の中での男女共同参画」と題し、「地域活動は積極的に」、「地域活動では誰もが主役」の 2 点を記載しております。

まず、地域の中での男女共同参画でございます。住みよい地域づくりを進め

る上で、住民の皆さんの協力は欠かせません。開催の曜日や時間帯などの工夫、仕事中心のライフスタイルの見直しなどで、男性も女性も地域活動に参加できるようになります。

次に、「地域活動では誰もが主役」でございます。「地域活動はまちづくりや防災・環境などさまざまな分野にわたります。誰もが性別や年齢に関係なく、地域に住む主役として参画することが大切です」としております。

次に、5 ページでございます。「職場の中での男女共同参画」と題し、「男女がともに生き生きと働ける職場づくり」、「働く男女は対等なパートナー」の2点を記載しております。

まず、「男女がともにいきいきと働ける職場づくり」でございます。「男女がともに生き生きと働くためには、性別による権利侵害や差別的な取り扱い、個人の職業能力の発揮に重大な悪影響を及ぼす、セクシャルハラスメントをなくさなくてはなりません。また事業主は性的な言動などにより、就業環境が害されることのないように、必要な措置をしなければなりません。」

次に、「働く男女の対等なパートナー」でございます。「企画・計画やその実施・実行・結果の評価など、それぞれの過程に男女がともに加わるのが重要です。職場においても男女が対等で大切なパートナーなのです」としております。

なお、「セクシャルハラスメント」の注釈を記載しております。

次に、6 ページでございます。「暮らしの中での男女共同参画」と題し、締めくくりの項目として、「一人ひとりの個性や夢を大切に」、「みんな輝いて」の2点を記載しております。

まず、「一人ひとりの構成や夢を大切に」でございます。「一人ひとりの個性や夢を大切に」でございます。「一人ひとりの個性や夢は性別によって左右

されるものではありません。大切なのはそれぞれの個性を伸ばし、自分らしさを発揮できるようにすることです。」

次に、「みんな輝いて」でございます。「男性も女性も、大人も子供も、お年よりも若者も、みんなが生き生きと輝いて生きる社会の実現を、男女共同参画は目指しています。そのためには一人ひとりが大切にされ、個性と能力を発揮できるよう、お互いの理解と協力が必要です。」としております。

なお、従前から申し上げておりますとおり、配架対象は市内の小学校、中学校、そして幼稚園、保育所の先生、保護者の方々、また公共施設にも配架させていただき、公共施設を御利用される方々にもご覧いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御質問等がございましたらお願いします。

○委員 この2ページ目のところに、大分イラストとかもたくさんいれていただいて、色もカラーの部分は家で印刷してきましたけれど、色もきれいでイラストもかわいくて、とてもすてきな冊子になっているかと思うのですが、少し具体的にわからないのが、2ページ目です。

2ページ目ですが、ここに1、2、3、4と番号が打ってあって、この番号の意味が少しわからないのと、このでき上がり自体がこのA4の冊子になるのか、何か折り曲げるところがあるのか、という点が疑問点です。

この2ページ目の一番下の、「そうなんだ。性別だけで役割を決めつけるって」という文字が何か一つ目的語が抜けているような気がするので、そこに何か入れられたほうが良いと思いました。

せっかく前のほうでとっても分かりやすく、言葉をやわらかくされているの

ですが、だんだんと表現がかたくなっていき、例えば一番最後のページは、すごくいい表現されていると思うのですが、後ろから2ページ目の文章は、非常に表現がかたくて、ずっと頭に入ってくないように思いました。

○委員長　確認させてください。文章がかたいという問題と、あと目的語のところというのはどういうことですか。

○委員　ここのところに、そうなんだと書かれていて、性別だけで、多分役割を決めつけるかなというふうに理解してしまい、ちょっと一文字抜けていると思ったのです。

ここに、1、2、3、4と入っているんですけど、ここの番号の意味がわからない。それと内容がすごくかたいと思います。

○委員長　ありがとうございます。

○事務局　この数字がないと、縦に読んでしまう恐れもありますので、数字をつけることによって、1番のところを読んでもらって、次に2番のある右側のほうにいてもらう。そして、左下の3番のところのほうにいてもらうというふうに正確な順番に読んでいただくために番号をふらせていただいております。

○委員長　今、意図を聞いて初めてこの番号がわかったのですが、そういうふうには多分読まないと思います。

○事務局　最初の事務局の案としましては、この親子の絵柄を4つのイラストをつけて親子の会話を4分割ということで考えてはいましたが、これにこだわっているわけではありませんでした。しかし、そうすると、スペース的にも限界がございましたので、このイラストを一つにして、それぞれの会話を4つに分けました。今こちらのほうから説明させていただきましたように、順番は1、2、3、4というように読んでいただければいいと思います、番号をつけさせてもらったのでございます。

サイズにつきましては、A4を今のところ事務局では考えております。2ページ目のちょうど番号でいうと3とふってある上の噴出しのところですが、今ご指摘のありました、「そうなんだ。性別だけで〇〇を決めつけるって、変な感じだね」この〇〇、例えば役割であるとか、そういった何かをつけ加えていたほうがよりわかりやすいのではないかという御指摘だったと思うのですが、確かにそういう何かあればより一層わかりやすいかと思いますので、何か適切な単語等あれば、挿入するようにさせていただくように考えております。

次の文章が少しかたいという御指摘ですが、案として今日お出しさせていただいております。これでということでは当然事務局では考えておりませんので、全体的にもう少し読みやすい、やわらかいような言い回し等を考えさせていただけたらと考えております。

以上でございます。

○委員長 どうでしょうか。

○委員 カットも多様されてまして、文字数も少なくなってると思うのですが、寝屋川市らしさと言いますか、独自性がないように思いまして、前回のものでしたら、最後のところに寝屋川ではというふうなことがあったのですが、これだけ見ますと、どこの市が出したのかわからず、内閣府等のホームページから、ひょっとして取ってこられたのかなというふうなイメージもあります。せっかく寝屋川でするのでありますから、寝屋川らしさとか、寝屋川の現状みたいなものも少し入ってもいいのではないのかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。今の御指摘についてどうですか。

○事務局 今、委員のご指摘につきましては、寝屋川らしさということで、例えば寝屋川市のロゴがございます。その寝屋川市のロゴを使うのも一つですし、はちかづきちゃんというキャラクターもありますので、そういったものを

あわせてイラストを使うのも一つの案というふうに考えております。

2つ目の寝屋川市の現状といたしましては、市民意識調査の結果を入れるのも一つの案ではないかと思えますし、今後の寝屋川市としての男女共同参画社会の実現に向けた取り組みとして、一言最終ページに記載してもいいのではないかと事務局としては考えております。

○委員長 ありがとうございます。

私からよろしいでしょうか。皆さんのところにカラーが配られているということですが。

○委員 メールからの添付ファイルで。

○委員長 添付ファイルで、メールで。そうですか。実はこれをカラーで今日出していただきたかった。

男はブルー、女は赤という暖色系と寒色系と別れてしまっているところがすごく気になったのですけれども、女性だと赤とかピンクとか、髪の毛の色が赤であったり、これは難しいと思うのですけれども、ぱっと見てもっと黄色を使うとか、逆に使うとか、そういうところが工夫として必要ではないかということと、最後のページの絵ですが、夫がくつろいでいて、端に女性が色分けしてあるのですが、これもどうかなと。私も添付ファイルで送っていただいていた、皆さんのほうにどう届いているのかとそれがちょっと心配だったのですけれども、その辺の色使いがとても気になりました。

○事務局 確かにご指摘のとおり、男は青色、女は赤色と、決してそういうことはない事務局としても十分認識はしているところでございますが、実際カラーとして現状そのようになっているのも事実ですから、色につきましては、配慮のほうさせていただければと考えております。

実際には、ホームページ等の掲載は、今後していかなければならないという

ことであれば、市民の皆様方にもカラーとして見ていただくような形にはなりますので、白黒配布といえどもカラーで見ていただく方々に対しても、男は青色、女は赤色とそういったことではなしに、色のほうは配慮させていただけたらと思っております。

○委員長　これは多分、今のままだと必ず批判が来るかと思います。その辺のところはよろしくお願いします。

だからといって、でき上がったものを見ないとわからなくなるという、どのようなイラストにするかは難しく、かなり考えては下さっていると思います。例えば最後のイラストにしても、女の子が真ん中で座っているイラストでは、これが男か女か判別するのは、髪型であったり色であったりするわけですが、非常に難しいところであると思いますので、もう一回、皆さんでカラーの冊子を見た上で審議することが、必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○事務局　わかりました。カラーの文字、そしてイラスト、もう一度検討のほうさせていただければというふうに考えております。

○委員　実際に配布される冊子は白黒ですか。

○事務局　今のところはそうです。

○委員長　白黒配布なのですか。

○事務局　予算の問題でそうなっております。

○委員長　そうなのですか。

○委員　白黒配布で、特に気をつけなくてはいけないのは、カラーではきれいけども、白黒にコピーすると、全くわからない場合が多いです。だから、白黒で配布する版の原図をつくらないと、カラーではきれいだけど、コピーしたときにわからないというのが、よくあります。だから配布用の白黒版の原版を

つくったほうがいいと思います。

○委員 印刷に出すのではないのですね。寝屋川市の輪転機ではできないのですか。

○事務局 カラーとフルカラーの輪転機を活用して、各小中学校、また公共施設等に複数枚を配付となるとそれなりの経費がかかってきますので、現在のところ事務局といたしましては、白黒で考えているところでございます。

○委員 白黒でしたら、職場づくりのところのページ、後ろから2番目のところ、星印の形になって言葉が、全然何を書いているかわかりにくくて、目を近づけてゆっくりとよく見ないと見えないでしょう。その色使いを、ちょっと考えていただいたらいいのではと思います。

○事務局 そうですね、色使いにつきましては確かに委員ご指摘のとおり、見づらいというふうに思われます。文字のサイズと背景色につきましては、より見やすいようにさせていただければというふうに考えております。

○委員 前回議事に参加していないので、議事録を見てから来ようと思ったのですが、まだ5月の分がアップされていない状況なので、もしもかぶってたりすると大変お手間で申しわけないのですけれども、A3の裏表のものを冊子にするという方向が、今回このような形になったという理解でよろしいですか。

何点かわからないのですけれども、前回は発行が人権文化課、そして企画・編集が寝屋川市男女共同参画審議会という形で入っておいりましたので、きょうに向けて企画・編集という重責を担うので、いろいろと勉強しないと思ってたのですが、今回は表に寝屋川市という文字が入っているだけですが、これはあくまで案という形でしょうか。

それから、体裁が裏表3枚ものという理解でいいのかどうかということを説

明お願いいたします。

○事務局　　まず、案でございます。ですので今委員ご指摘の部分につきましては、あえて取ったわけでもなく、あくまでも一つの案として今回出させていたいただきましたので、前回、確かに企画のところで審議会ということで記載させていただきましたが、改めて、わざと取ったというわけではないのですが、最後にこれが審議会の皆様で、これでいきましょうというものが一つでき上がった段階で、最終的に一番裏面のところでは、審議会ということで記載させていただいてもいいのではないかと考えております。

○委員　　裏表ということでしょうか。

○事務局　　裏表でございます。

○委員長　　どうぞ、お願いします。

○委員　　今のページの枚数のことをおっしゃっていたので少し気になったのですけれども、冊子になると、通常偶数になるかと思うのですけれども、今裏表でやっていきましたら、3ページの裏表になるので、恐らくこれが印刷になると、裏表の4ページにこれ申し上げましたら、これ裏表1枚、2枚、3枚、もう一枚がくるはずです。偶数でないと、冊子の場合印刷できないので。

○事務局　　ですので、A3の1枚裏表ですね、そこに4ページいきますので、A4の1枚ものを中に入れると、とれはしますけれども、1、2、3、4、5、6。

○委員　　あと番号ですが、やっぱり2ページ目はしっくりこないので、お話を聞いて初めて、理解できましたので、もう少しこれは工夫されたほうがいいと思います。

○事務局　　わかりました。

○委員　　私もこれ数字がわからなかったです。何でこれついているのかなと

思いました。今の話聞くと、例えば噴出しのところに番号をつけたらいいのではという気もしたのです。そしたらその順番に見ていけばいいというのがわかりますから。この枠外に1、2、3、4とあるから、これが理解できなかった。

○委員長　　今、噴出しのところに番号入れたらどうかという、一つの提案がありましたけれども、どうですか。

○委員　　番号要らないのでは。違っていたら、横に読むとか別の方向に読むというようにしてみたらどうでしょう。

○委員　　順番があるということは、これはストーリーあるのでしょうか。

○委員　　ストーリーがあって下に読み進むのではなく、横に横に読むのが正解なら、もう一回横に行って読めばいいだけで、私ら漫画世代は多少吹き出しが順番間違っているけども、理解できればいいから、この1、2、3、4というのが何だろうと思ってしまう。

○委員長　　なくてもいいのではないかという御意見もありましたけれども、どうでしょう。

○委員　　この数字に何の意味があるのかなとやっぱり思いましたので、特になくても、いけるのではないかと思いました。

○委員　　ストーリーがあると思うのですが。話したことに返答して、その次の順番で、又話したことに返答しています。太字の部分は答えとなっています。数字がないとわかりにくいと思います。

○委員長　　難しいですね。ストーリーとして読もうとすると。

○委員　　問いかけがあって、それに対して答えて、また問いかけがあって、それに対して答えて、例えばそれはどうしてなのってきたから、次は下のほうにきているのかなと。

○委員　　おっしゃるとおり、噴出しに小さい①②みたいな案内ガイドのよう

につけた方が、これよりいいと思います。多分私のような漫画世代だと、こう読むのかなと推測できますが、あまり漫画読まれない方はガイドないと困るかなという気がします。

私ちょっと別のことを言ってもいいですか。

○委員長 どうぞ。

○委員 一番最後の暮らしの中での男女共同参画の部分で、「みんな輝いて」の家族のアットホームなイラストについてですが、多分、どこかの素材集が何か使っておられますか。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○委員 フリー素材ですか。

○事務局 そうです。

○委員 一人暮らしの人たちもたくさんおられて、こういう三世代のサザエさんの話、恐らく案外数としては少なくて、むしろそれよりも、そのお母さんがばたばた会社に行っている素材や、旦那さんが買い物に行っている素材とか、そういういろんな一人一人の素材を幾つか使ったほうがいいような気がします。決して男女共同参画の下部分がやっぱりここに収斂されてるのかなって思ったんです。だから、男性も女性も、大人も子供も、年寄り若者もみんなを入れると、男女共同参画の話が薄れてしまう。

男女共同参画の話はやっぱり男女なのです。大人も子供も年寄りも若者も、それこそいろいろ盛り込み始めたら、多様性とかダイバーシティみたいな話になってきます。恐らく男女共同参画の話っていうのは男女の話をしているので、少なくとも一番最初のスタートラインが、この会話から始まっているわけですね。そうだねと、男は仕事、女は家事育児という考えは社会に根強く残っているらしいよ、みたいな話があって、それでは、みんなで勉強していこ

うという流れで、最後にするのであれば、ここに尽きるだけでいいと思うのですが。

だから男性も女性も性別にかかわらず、生き生きと輝いていける社会の実現を男女共同参画は目指しているのもあって、大人・子供・年寄り・若者というふうなその世代割りの話ではないわけなんです。

恐らく、そこを削れば、この三世代みたいな絵はでてこないのです。そうすると、ここのみんな輝いてというところに、究極のところであるのであれば、ここに私は男性と女性の男女共同参画のことだけで私は済ませてほしいというのはあります。あまりにぼやっと広がってしまうと、障害のある方は、セクシャルマイノリティーは、みたいな話になってくる。それはやり始めると多様性の問題、ダイバーシティーの話というのは、ここはダイバーシティーの会ではないです。大分流れの中でダイバーシティーの話になってきているけれども、少なくとも、我々は今、一応男女共同参画というささやかだけど壮大な、大変なことをやってるわけですから、今のところ、そこで限局してほしい。

例えば、LGBTの話もこれからどんどん出てくると思います。もしかするとそれは男女共同参画が担わないといけないけど、今は少なくとも、これまでの男女共同参画という流れの中でやっていくのであれば、せめてその話にしておきたいのです。

大人の男性、子供の男子・女子、年寄りのおじいさん・おばあさんみたいな話になってくるのであれば、別にこのイラストを入れる必要は全くないのです。それで、そのちりばめていただきたいイラストというのは、例えばこれは男性がすると思われている仕事で、女性が働いている絵であったり、またその逆に、男性の保育士もいるよねというような絵であるとか、家のことをやってる男の人もいるとか、そういう多様性のある絵を入れてほしいと思います。

もちろん、その三世代というのを、寝屋川市独自ラインでこれが寝屋川市の施策ですというのであれば、私は反対します。寝屋川市民ではありませんので。

特に寝屋川市では目指せサザエさんであればいいのですが、多分ちょっと違うという気はするのです。

○委員長 どうでしょうか。男女というところでくくらないと、前もそういう議論できてきたと思いますけれども、多様性というふうにしてしまえば、みんな輝いてのみんなが誰なんだろうという思うのですけれどもね。そのところをやっぱり、男女だけで焦点づけるということのほうをはっきりするのはということと、この最後の絵はとても気になるのですけれども、三世代ではないということで、もっと違うものを探していただきたいと思います。

○事務局 事務局のほうで、もう一度イラストのほうは精査させていただきたいと思います。それぞれが能力と個性を十分に発揮できるような社会の実現に向けて、寝屋川市では取り組んでおりますので、そういった意味でも最終ページのイラストにつきましては、再検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○委員 前の資料いただいたときに、字ばかりだったのが、今回出していた資料には、かなりイラストを使ってやわらかな表現になっておりました。見える化がはかれていると思うのですけれども、一方でレジュメにもございますように、この冊子、固定的な性的役割分担意識の解消に向けた取り組みということになっておりますので、個人的に、前回の資料にチェックシートがありました、あれはやっぱりあったほうがわかりやすいのではと思うのです。

私が、一番自分が気になるは、自分が果たして性的役割分担意識というのが自分でわかったほうがありがたいので、例えば男は仕事で女は家庭と思うかと

か、女のくせいにとか男なんだからと言われるのはどう思いますかとか、やっぱり自分でも意識するために、この意識の改革の一環としてそういったチェックシート的なものは、いるのではと個人的には思っております。

○委員長　　そうするとまた1ページ増えると。

○委員　　増えない、増えない。この表紙は要らない。これが無駄です。この表紙を。これを表紙にすればいい。2ページ目をもうちょっとうまくして。そうしたら、わくわく感があるでしょう。身近なところから考えてみようって、次めくると家庭のことと地域のことがばあっとでるほうがいいでしょう。見開きで。そして、次のページが職場で、チェックシートがあって最後があっていいと思います。

だから、冊子である以上は、開けたわくわく度が大事だから、こういう意味でこの資料の一番最初の表紙というのは、全く要らない。「見てわかる」は入れてもいいと思うし、「寝屋川市」ももちろん入れたらいいと思う。しかし、これで十分です。表紙として。そしてチェックシート入れましょう。最後のほうに。裏面でもいいと思う。

○委員長　　どうでしょうか。

○事務局　　今御指摘いただきました。この表紙の問題なのですが、今おっしゃったところが要らないということで、2ページ目を表紙がわりにするに当たって、ちょうど先ほどおっしゃった順番の問題等も含めて、検討させていただき、チェックシートがあったほうがいいということのご指摘は、皆さんそうお考えだと思いますので、チェックシートを最後に入れて、先ほどからご指摘もありました、発行であるとか、企画編集であるとか、そういった文字のレイアウトをうまくできるような形で検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長　ただ、今いきなりこの男女共同参画とはのページに、この数字を入れるにしてもいきなり過ぎる感じがしないでもないんですけど。

○委員　数がもったいないし、収斂して、これをもう少し縮小してもいいかもしれないが、結局、もうちょっともしかしたら言葉のところを削ってシンプルにして、もう少しとやわらかい感じにしたほうがよいのでは。お父さんが子供に説明するような言い方をしているが、多分この年齢、イラスト的に、男女共同参画は男も女も性別も関係ないというようなことをお父さんが子供に言うだろうか。案外でもこのやさしい言葉が難しい。

振り仮名を打つとしたら、もっと乱雑な感じになってきます。もう文章がぐちゃぐちゃになります。だから、もうちょっとシンプルに平仮名表現を心がけるぐらいのほうがいいかもしれません。

○委員　これ振り仮名つけますか。

○委員　やっぱりつけるべきと思いますが、どうでしょうか。

○委員　小学校とか幼稚園とか。

○委員　保護者でしょう。

○委員　でも学校に置く限りは子供も見ますよね。

○委員　外国籍のお母さんとかお父さんもいるでしょう。

○委員　よっぽど目いい人でないと。年寄りだったら振り仮名が見えない。

○委員　学校からもらうプリントは、大概全部振り仮名打ってないですか。だからこれはきっと振り仮名打ちますよね。

○事務局　そうしましたら、事務局のほうで今委員の皆さんからいただいたご意見を踏まえ、一つはルビをふったもの。もう一つはルビをふっていないもの、二つ御用意させていただいて、それをまた委員の皆様にも見ていただくということではいかがでしょうか。

○委員長　この文字数だとしんどいと思いますね。

○委員　最初見せていただいたとき、表紙のこの部分が、何かこの字もやさしくて全体におとなしくてインパクトがないと思っていました、これはもうなくてもいいと思いますが、その2枚目の分の男女共同参画とはというこのところは、もう少しぱっと見てわかりやすい字体にしていいただいたらよりいいと思います。ちょっとインパクトがないので、これを見て、関心をもつようなそういうような感じにしていいただけたらと思います。

○委員長　もっとインパクト、その話ですね、この1、2、3、4のところのちょっとおとなし過ぎるということと、ちょっとごちゃごちゃしているという感じがしますね。これが表紙にくるとなると工夫が必要かなというふうに思いますけど。

○委員　だから、この会話をもう少し、わかりやすくするとか、文字数が多いですね。全部これ皆が読むかなと、もっと読みやすいように。

○委員長　そうですね、ここにルビふるとなったら、かなりしんどくなると思いますけど。

○委員　全然違う観点なので、ページ数が増えると思いいにくかったのですが、寝屋川市がつくるものなので、例えばここに地域活動は積極的にとか、職場でこういうことをしなくてははいけませんという文言があるから、もしもそうではない場合の相談先とか、寝屋川市にはふらっと ねやがわという拠点があるので、何かわからないことがあったらとりあえず、ふらっと ねやがわに相談に来てくださいみたいなものがどこかに載らないのかと思っています。

先ほどほかの委員もおっしゃったのですが、発行が寝屋川市だけど、寝屋川市でなかったら、どっかの道徳の教科書のような、ごもっともなことが載っているのですが、例えば家事に参加したいお父ちゃんがおっても、なかなか職

場の環境で難しいとかでも、そういうときにはこういうところに相談したらいいとか、男性の相談窓口も寝屋川市も開いておられますし、女性のここに書いてあるようなこと、例えばセクシャルハラスメントと書いてあるのならそういうときにお困りの方は、市にはこういう窓口がありますとか、ちょっとその間いかけに対しての、もしお困りの場合はこういうサポートしてますというのがあって、これを見て相談してみようという方がふえたら、せっかく皆さんにお知らせする意味が、審議会としてもあるのではないかというのが一点。

あと、もう一点はイラストでいくと、やはり市の家族形態の多様化いうのもプランの中にもうたっているのですが、三世代というのはもう1.5%しかない。寝屋川市の現状で、一人世帯が増えているという状態があるので、やはり最後の一家団欒のイラストは、私もひっかかります。それからその前のセクシャルハラスメントのところのイラストも、男の人これでいいのだろうかと思はいつも思っていて、私は男性ではないので、私が言うのもなんですが、こういうステレオタイプの飲み屋でちょっと頭の薄い男性がセクシャルハラスメントをするというものは、今の人たちにどう映っているのでしょうか。その下の対等なパートナーのところも、一見、上司が自分より若い部下といるように見えるのですが、やはりイラストは、訴えてくるものが大きいと思うので、それを考えるのに、今、男女共同参画の現場でふらっとねやがわってという拠点があって、そこにはアドバイザーも推進員もたくさんの方がいらっしゃるので、そういう方たちとこういう冊子の情報交換が、どんなふうに行われているかをお聞きできたらと思います。

○委員長 お願いします。

○事務局 あくまで、審議会の事務局が人権文化課になっておりますので、基本的には人権文化課で作成しております。今回委員の皆様方にお示しさせて

いただいている冊子につきましては、基本的にはぱっとみて手にとって見ていただけるような冊子ということの一つのコンセプトとして作成しております。

一つの公共施設の相談先として、もちろんふらっと ねやがわがございますが、市といたしましてはいろんなところに相談部署がございますので、特段ふらっと ねやがわだけに情報交換するといったことは、事務局として今のところは考えておりません。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 寝屋川市が発行しているので、一番最後のページで男女共同参画を目指していますと書くのであれば、「寝屋川市には、ふらっと ねやがわがあります」というPRをするのは全く差しさわりないと思います。

ほかのところでは、男女共同参画について興味をもたれた人がどこに聞けばいいのか知りたいのではと思ったのですが、知りたいことが沢山あり、相談先が多数あったら困るという気もしました。あと、相談に行くとしたら社会福祉協議会があります。社会福祉協議会とふらっと ねやがわぐらいは、記載がある方がいいという気はしました。

○委員長 ありがとうございます。この冊子の目的が、男女共同参画とはどういうことなのかということを知らせるだけでいいのか、それとも、寝屋川市で、例えばセクシャルハラスメントにあったときに、どこに相談にいけばいいのかというような案内にするのかということです。この点についてどうでしょうか。

現時点では、男女共同参画とはどういうことかということを示す内容になっているかと思うのですが、せっかく寝屋川市で発行するのであれば、寝屋川市の連絡先、ふらっと ねやがわも含めて色んな案件別に、こんなときは

どこに相談のような案内が必要だと思います。

○委員　こんなときはどこ、のような案内にすると、案件の数がたくさんあります。ニーズがどこにあるのかというのも把握しにくいと思いますし、またそのニーズもそれこそ多様で、このパンフレットでは難しいかなと思います。少なくとも男女共同参画に関しては、ふらっと ねやがわというのを、最後のページに入れてもいいかなと思います。

○委員長　全体的に、ルビをふっていけば情報量は少なくしなければいけないという方向と、さらに情報量をふやそうということと、両方話がでています。

まずは、このパンフレットの目的をはっきりさせればいいのかと思うのですが、どうですか。

○委員　これは、発想としては、寝屋川市がすごい大金を使って物すごい大イベントとして出すものでは基本なくて、保護者の方や皆さんにとにかくわかりやすく寝屋川市の男女共同参画に対する思いを、伝達するということで、あまり深く考え過ぎてもいけないというのがまずあります。

だから、あまり情報量が多い必要もないのかなという気もします。ただ、そうは言っても、やはり最低限譲れないラインというものもあると思います。

○委員長　どの辺が落としどころですか。

○委員　基本的に、みんながこれを必ず家で永久的に保存するかというと、決してそうではないと思います。そういう意味では、連絡先を書きおく必要がないようにも思いますが、ふらっと ねやがわは寝屋川市の男女共同参画の拠点なので、記載があってもいいと私は思います。

○事務局　確かに寝屋川市には男女共同参画推進センターふらっと ねやがわがございますので、もし入れるとするならば、最終ページに、ふらっと ねやがわは、さまざまな男女共同参画社会の発展に向けた取り組みをしております

す、もし何かあれば御利用ください等、限りがあるとは思いますが、可能な限り掲載できるかと思います。

○委員 指定管理の問題で、あまり一つのところを宣伝できないみたいなことがあるのですか。

○事務局 ふらっと ねやがわについては、決して指定管理を踏まえた話ではなく、あくまでもスペース的な問題で、もちろん事務局といたしましても、せっかく寝屋川市にふらっと ねやがわがあるわけですから、どんどんこういった場所でPRできたらとは考えております。

○委員 スペースが足りないかもしれないですが、これだけは言わせていただきたいです。

この冊子で、家庭、地域、職場、暮らしの中での男女共同参画のページがあって、最後のページが、まとめのような感じになっていると思いますが、家事や子育ての話ばかりで、お母さんや女性がばんばん働いていることについての記載がありません。

○委員 女性の職業生活における活躍推進などを入れた方がいいということですか。

○委員 女性の職業生活を選んだ人たちの活躍を書くという案なのですが、やはり根源的な問題があって、男の人は仕事をし、女性は家事・育児みたいな性別の固定的な役割分担はおかしいといいながら、男は稼ぐことがやはりメインであって、男の人は稼がないといけないし、家のこともしないといけないと言われています。でも、女の人は働くということについて、あまり強く言われない。女も働かなくてはいけないことについては、そんなにみんな声高に言わないけれど、男の人も家のことをしなくてはいけないことについては、結構みんな声高に言えるようになってきているので、そこら辺でいつもどうなんだろうと

思います。専業主婦もいますが、それは本人が選んだことで、その人たちに働けばと言っても、それは嫌がると思います。働かない権利や自由は私たちにもあるし、でもそれは女性だけが許されているという風潮があるように感じます。労働の分野は、やはり盛り込むのが難しいと思います。

しかし、考えてみると、寝屋川市の状況の中で、母親がパートで働いたりしている世帯が大部分だと思うので、完全な専業主婦はおそらく0.何%くらいだと思いますが、どんな仕事でもお父さんが働いている場合もあれば、お母さんが働いていることもあるし、それはどちらでも言えることだという内容を、何か盛り込めないかというのが希望としてあります。そこが触れられていないのが、何となくタブーなのかなと思いました。

働くことは、地域の問題というより、本当は家庭の問題だと思います。企業の問題というのは別の話としてあって、家庭の中での男女共同参画の中で、家事は家族みんなで、子育てもお互いに協力しましょう、でも、稼ぐこともみんな協力し合っているのだから、そういった内容を入れられないかなと思います。

○委員長　稼ぐことはお互いが協力し合おうよ、という内容ですか。

○委員　そうです。ただ、それを言い出すとすごく反発もあって難しいと思います。しかし、実際はみんなそうしているし、配偶者控除の範囲内であっても、月7万や8万でも、一生懸命子供の塾や保育所のために働いていると思うので、そこをスルーしてしまうというのは、疑問です。

○委員　入れるとしたら、職場の中での男女共同参画だと思います。現状では、そこで、いきなりこのセクハラの内容になっています。いきなりセクハラではなくて、男も女も働きますという内容がまずあって、その次にセクハラの内容を入れる方がいいかと思います。

○委員　内容のことでないことをそれぞれ申し上げます。まず、内容

については、女性が働くということについての御意見があったと思うのですが、個人的な感覚として、機会が均等に開かれるべきであるという内容がこの中には盛り込まれていると思います。そこから、さらに踏み込んだところというのは、皆さんの思いも違うところがあると思いますし、やはり難しいのではないかなと個人的には感じております。

次に、内容でないことを申し上げて恐縮が、このデータは、寝屋川市人権文化課が作成しているという理解でよろしいですか。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 さきほど、輪転機で製版するという話がありましたが、それを業者に依頼して、ネットプリントのような類のもので作成することは難しいのですか。

○事務局 まず、事務局としてはそういった実績がありません。他課でも、そういう形で印刷をしているということを、実績として聞いておりませんので、今この場でお答えすることは、できかねます。

○委員 本当に仕組みの上でできないということでしたら、それはやむを得ないと思います。しかし、市の職員が、ホッチキスをとめたり、輪転機にける等の作業をするのは、時間があまりにも無駄だと思います。それならば、予算の目款流用もできると思うので、皆さんの時間外手当を削減してでも、ネットプリントで作成した方がいいのではないかと思います。

そのほうが仕上がりは圧倒的にきれいですし、手作業で作成すると、数千枚作成する中でどうしても折り目など雑になる部分が出てきてしまうと思います。歯こぼれを起こしている冊子が出てくる等、そういうふうなことをもろもろ考えると、ネットプリントを使った方がいいのではないかと思います。ましてや白黒で見にくいという意見もあるわけですから、カラーでできると思い

ますし、印刷業者に出すよりも格段に安いので、そういう今までにやったこと
ないことでも、チャレンジされるというのが、特にこういった啓発に関しては
いいのではないかという意見です。

○委員長 ありがとうございます。検討していただくということで、よろし
くお願いいたします。

○委員 ネットプリントは、安いと思います。

○委員 データを自分で作成すれば、安いです。

○委員 すごく早くて安いです。行政として、契約等に細かい取り決めがあ
る等で難しいのでしょうか。

○委員 その範疇は大丈夫ではないかなと思うのですが、仕上りのサンプ
ルが見られないので、でたとこ勝負になるあたりが、少しリスクーかもしれな
いです。

○委員長 ほかにございませندでしょうか。

○委員 やはり職場のところは、もう少し変えた方が良くと思います。

○委員長 先ほどご指摘がありましたように、いきなりセクハラに関する内
容から始まっているところを、もう一つ前段階で違う内容を入れるということ
ででしょうか。

○委員 求職活動について、今は男も女も同じようにみんな一緒にやってい
ます。以前は、女の人々の求職は少なかったと思いますが、今はそうではありま
せん。いきなりセクハラに入るのではなくて、男も女もみんなともに働いてい
ますというような内容を先に載せる方がいいのではないのでしょうか。

○委員長 職場に関するページでは、順番としては、セクシャルハラスメン
トの内容より、働く男女は対等なパートナーという内容を前にもってきたほう
がいいと思います。

セクハラのところはもう少し小さくしてはどうでしょうか。女性が働くとセクハラにあうというような、ネガティブメッセージがいきなり出てくるのは、あまりふさわしくないと思います。その部分について、もう少し検討していただくということではよろしいでしょうか。

○委員 このセクシャルハラスメントに関するイラストは、必要ないと思います。

○委員 確かに、ステレオタイプですね。

○委員 セクシャルハラスメントは、解決しなくてはいけない問題で大事なことになるので、それはそれで載せるべきですが、挿絵そのものが必要ないのではないかなと思います。

○委員長 ただここだけ挿絵をとると、ここのインパクトが非常に弱くなってしまうと思うので、ステレオタイプでないイラストがあればいいと思います。ほかに質問はありますか。

○委員 さきほどの質問で、お答えを私が聞いていないのかもしれませんが、この冊子は人権文化課が作成して、ふらっと ねやがわのアドバイザーや推進員は直接共有してないという理解でよろしいですか。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 例えば、今話していたような内容で、いいアイデアがないか、ふらっと ねやがわの職員に問いかけるということも考えていないのでしょうか。

○事務局 必要に応じて、させていただくことも可能です。

○委員 ふらっと ねやがわは、年間を通して企画やチラシをつくっておられるので、もしかしたらその辺のノウハウをもっておられるのかなと思いました。

○事務局 今回のこの審議会にお示しさせていただいているイラストにつき

ましては、事務局である人権文化課が作成しております。ただし、これ以外にもさまざまな啓発事業を人権文化課として行っておりまして、これらの啓発事業を実施するにあたって、ふらっと ねやがわのアドバイザーをはじめ、専門員推進員の意見など聞くことはございます。

○委員 この冊子の作成については、どういうスケジュールになっていたのでしょうか。

○事務局 発行につきましては、特に期限等は定めておりません。委員の皆様には十分審議いただいたうえで、発行する予定です。

○委員長 冊子の件については、また次回検討させていただくということでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。次第に沿って2ですけれども、「女性活躍推進法について」を議題といたします。

第1回審議会におきまして、「女性活躍推進法」の施行に伴う「女性の就業生活における活躍についての推進計画」を作成するに当たり、今回第2回の審議会で「女性活躍推進法」及び「推進計画の策定方法」について、事前に説明させていただくとおっしゃっておりましたので、資料等に基づき事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、「女性活躍推進法」に基づく、「女性の就業生活における活躍についての推進計画」の策定につきまして、以降、法律は「推進法」計画は「推進計画」と述べさせていただきますが、その推進法の概要及び推進計画の策定方法について、御説明申し上げます。

資料は3枚ものの「資料2」、2枚ものの「資料3」、A3判の「資料4」及び参考資料として「推進法」をお配りしております。

では、まず推進法について、資料2と参考資料をご確認ください。資料2の

1 ページに推進法の成立から施行に至るまでの動きを、改めてまとめて記載させていただきました。

次に 3 ページをご覧ください。推進法は「自らの意思によって就業生活を営み、また営もうとする女性の個性と能力が発揮されることが一層重要になっていることに鑑み、大きく 3 点を基本原則とし、女性の就業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図る。」ことを目的としております。これは第 1 条、第 2 条に当たります。

次に、推進法の主な規定といたしまして、国は女性の就業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定することが義務づけされております。これは第 5 条に当たります。昨年 9 月に閣議決定がされたところでございます。

今後、ご審議いただく「市の推進計画」につきましては、この国の基本方針及び都道府県の推進計画を勘案し、策定することとなりますので、よろしくお願いいたします。これは第 6 条に当たります。

その他には、事業主行動計画の策定が義務づけされており、市では平成 28 年 3 月に総務部人事室が「特定事業主行動計画」を策定し、公表しているところでございます。これは第 15 条に当たります。

また、市は就業生活営みまたは営もうとする女性等からの相談に応じ、情報提供や助言に努めることとしております。これは第 18 条に当たります。

なお、この法律は 10 年間の時限立法でございます。

続きまして、推進計画の策定方法について、資料 2 の 2 ページをご覧ください。女性の就業生活における活躍の推進は緊要な課題という認識のもと、推進計画につきましてはできるだけ早い時期に策定することが効果的であると考えております。

策定手順として、2 つ目の四角枠に主な項目を 4 点記載しておりますが、市

の裁量で具体的は柱立てや内容を決定できることから、議論・審議をいただきながら決めてまいりたいと考えております。

また、3つ目にありますとおり、既存計画、本市でいう「第4期寝屋川男女共同参画プラン」と一体的に位置づけることも可能とされているところでございます。

しかしながら、第4期男女共同参画推進プランは、平成23年度から32年度までの期限があることから、第5期の推進プランの策定期限に合わせて今般の推進計画を策定するには、期間が空き過ぎてしまいます。

そこで、推進計画のスタイルといたしまして、現行の第4期推進プランの「別冊」として推進計画を策定し、平成33年度からの第5期推進プランの策定の際に、改めて推進計画に組み入れる方法で進めてまいりたい、というスタイルが事務局の現状の案でございます。

次に、推進計画の内容でございますが、推進計画は国の基本方針及び都道府県の推進計画を勘案するとされています。

そこで、資料3として、「国の基本方針の概要」を、また都道府県の推進計画ですが、大阪府では本年度から5年間の「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、その中に今般の推進計画を組み入れる方法で策定されておりますので、資料4として大阪府のプランの概要をお配りしたところでございます。

まず、資料3の基本方針の概要でございますが、第1部として「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向」と題し、女性の職業生活における活躍の必要性及び女性の職業生活における活躍の推進の基本的な考え方を記載しております。

次のページの第2部につきましては、事業主行動計画策定に当たっての観点についての記載でございます。

また、第3部として「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策」と題し、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置、及び職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備、並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項を記載しております。

次に、A3判の資料4、「おおさか男女共同参画プラン」の概要でございますが、左の下の方に記載されております「参考」の一つ目に下線をひいて、女性の活躍推進法の「都道府県推進計画」とございます。大阪府では参画プランに章立てをし、推進計画を組み入れる形で構成し、プランと推進計画一体のものとして策定されております。

国の基本方針と府の推進計画を勘案しながら、本市の推進計画を策定していくわけでございますが、具体的な策定スタイルと内容につきましては、次回の審議会でお示しし、ご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。ただいまの説明の内容につきまして、資料がたくさんありますけれども、ご意見・ご質問がございましたらよろしくお願いします。

○委員 女性の活躍推進法に基づいて、寝屋川市が男女共同参画、既にあるプランの別冊で策定することについて、この審議会でも審議していくということですか。

○事務局 そのとおりです。

○委員 配っていただいたこの寝屋川市特定事業主行動計画というのは、どこにつながるのですか。

○事務局 もともとこの女性活躍推進法につきましては、特定事業主行動計画を策定するための法律と言っても過言ではございません。民間事業者であり

ますと301人以上の企業が対象で、これを民間事業主の一般事業主行動計画と
いいます。官公庁につきましては、一般ではなくて特定事業主行動計画と定め
られています。この一般及び特定事業主行動計画を作成するための法律が、こ
の女性活躍推進法ということになります。

この法律は、事業主が女性の活躍のために、どのようにして会社の運営をし
ていくか。例えば何年度までに女性社員を何人雇用するであるとか、どのよう
な取組をしていくであるとかを、一般または特定事業主行動計画で定めて公表
しなさいというのが、女性活躍推進法の主な内容でございます。

ただし、女性活躍推進法の第6条の第2項を見ていただきますと、「市町村
は、国が定めた基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業
生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるもの
とする」ということで、市町村推進計画に関する内容が記載されており、努力
義務となっております。本市においても、この推進計画を策定予定でございま
す。

実は、この推進計画は、本市でいいますと、「第4期ねやがわ男女共同参
画プラン」に相当するものです。しかし、本プランは平成32年までの期間であ
ることから、国及び都道府県のほうからは、女性活躍推進法が、事務局案とし
てプランそのものを改定せず、別冊での策定を考えております。また、この策
定方法は、国の法でも可能であるとの見解が出ています。

なお、先ほど申し上げましたとおり、この女性活躍推進法というのは、特定
事業主行動計画を主にした法律となっていることから、推進計画に関する条文
この第6条第2項のみで、国、大阪府のほうからも特段参考となる事例という
ものが各市町村には示されておられません。

○委員長 ありがとうございます。今の説明でかなり理解が深まったのでは

ないかと思います。

○委員　ここに基本方針の概要という資料３で、これはかなり一般的というか第３部に女性の職業生活における活躍の推進施策ということで、いろいろ書いてありますが、これは全般的なことということでしょうか。また、特定事業主行動計画とは、寝屋川市の職員はこうしますという内容でしょうか。

○事務局　そのとおりです。

○委員　これは寝屋川市がやらなければいけないということで、かなり詳しく書いてあります。年次休暇や数値目標なども書いて、細かく作成していると思いますが、こういったものを作らないといけないのか、そうではなく、一般事業主に対して作っていかなければいけないのか、教えてください。

○事務局　まず、順番に申し上げますと、資料３の概要版をご覧ください。これはおっしゃられたように一般的なものです。これは国がつくるもので、基本方針の概要版には、一般的なものが記載されております。

都道府県と市町村はまず女性活躍推進法、国が定めた基本方針を勘案して推進計画をつくる必要があります。

２つ目のご質問の、官公庁は特定事業主行動計画のほうで、寝屋川市であれば、事業主は寝屋川市となり、寝屋川市が作成します。何年度までに何々を何％まで向上させますなど、人事的要素の内容になっておりますので、人事室主導のもと人権文化課も関わりながら作成したものになっております。

女性活躍推進法では、この特定事業主行動計画は義務になっており、平成28年３月31日までに策定しなければならないため、全国ほぼ100％の策定率となっております。

民間事業主の場合ですと、301人以上の社員を抱えている事業主は策定しなければならないことになっておりますので、301人以上の事業所につきまして

は、一般事業主行動計画として策定することになります。300人以下の会社につきましては、一般事業主行動計画は努力義務となっております。

○委員長 その方向性で進める上で、ここで審議するということですか。

○事務局 寝屋川市といたしまして、この推進計画を策定する方向で考えております。大阪府も各市町村と同じように、男女共同参画計画を策定しています。

○委員 大阪府が男女共同参画プランをつくっていて、それを改定したということですか。

○事務局 そのとおりです。法律上、あくまでも努力義務になっております。

第4期男女共同参画プラン自体は、基本的には男女共同参画に係る計画ですが、実は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」も含めたものとなっております。

寝屋川市のようにDV防止法の基本計画と男女共同参画プランを一体化して策定している自治体もあれば、別々に策定している自治体もあります。大阪府は男女共同参画計画に、DV防止法の基本計画、女性活躍推進法に基づく推進計画を兼ねて、一体化したプランの改定を行っております。

○委員長 この審議会で、いつまでに何をするのかということがあまりよく分かりません。

○事務局 女性活躍推進法に基づくこの推進計画については、事務局案ではございますが、第4期ねやがわ男女共同参画プランそのものを改定するのではなくて、別冊で女性活躍推進法に基づく推進計画を策定することを考えておりますので、審議会の委員の皆様にご審議いただければと考えております。

○委員長 それはどういう形で進めていくのでしょうか。基本のものを何か作られて、それに対して意見をさせていただくのでしょうか。

○事務局　事務局で推進計画（案）を作成させていただきまして、委員の皆様方にご審議いただきたいと考えております。

○委員　既にあるプランというのは、いわゆる男女共同参画基本法に基づいてつくっているプランが現存していて、それが平成32年までになっています。この女性活躍推進法というのができたので、これは努力義務だけど、何かしようというのは分かります。しかし、既にあるプランの別冊という位置づけより、女性活躍推進法に基づくプラン改定のほうがよいと思います。

○委員　私が懸念しておりますのは、都道府県推進計画等というところの第6条の第2項に、市町村は基本方針をその都道府県が推進計画を定めているときは、その基本方針、都道府県計画を勘案して、当該市町村の区域内における女性の活躍の計画を立てることを定めると書かれています。この大阪府の男女共同計画プランの概要を出されているということは、寝屋川市はこれを勘案しながら、新たに別冊をつくられるのかなと思いました。その場合、別冊をつくるにしても何にしても、寝屋川市らしさを盛り込む余地があるのか少し気になりました。

○事務局　第6条第2項には都道府県が策定している場合はそれを勘案して、市町村の地域内におけるということになっています。プランを改定するとなりますと、それなりの時間と費用がかかります。委員から先ほどもご質問がありましたが、ゆくゆくは期間末の年度がきますので、そのときにはきちんと市民意識調査も行ってプランの改定をしなければならず、数年後にはそれが控えているということもございまして、今回のこの女性活躍推進法に伴う推進計画については、別冊で対応するというのが、事務局案でございます。

○委員　男女共同参画プランとは別の冊子をつくって、そこに女性活躍推進法に基づく内容を盛り込み、既にある男女共同参画プランと合わせて読んでい

ただくという形で、既にある男女共同参画プランとはある意味一体的に今後は使われていくということでしょうか。

○事務局　そういうことになります。

○委員　男女共同参画推進法に基づくプランでもあり、後からつくられた女性活躍推進法に基づくプランでもあるということでしょうか。

○事務局　そのとおりです。現在ほとんどの自治体が計画を策定していることから、計画を一体化して策定しても差し支えないというのが、国の見解です。

○委員　図のように、男女共同参画プランと新しくつくる別冊は領域が重なるところがあり、少なくとも整合性はとれている、という理解でよろしいでしょうか。

○事務局　そのとおりでございます。ほぼ重複するのではないかと考えております。

○委員　男女共同参画プランの領域が丸だとして、その重なるところがかなり多いものだとすることであれば、逆に言うと重ならない領域、つまり今回の女性活躍推進法によって新しくできる領域とは端的に何ですか。

○委員長　それはすごくわかりやすい御質問だと思います。

○事務局　先ほども御説明させていただきましたが、ほぼ重複します。丸と丸を重ねたときに、ほぼ重なるのではないかと考えております。ですので、他の自治体も策定に向けて向けては苦慮しているところでございます。

　　したがいまして、どのようにして活躍推進法に基づく推進計画なるものを作ったらいのかというところを、各府内の市町村と情報交換しながら、探りを入れているというのが現状です。

○委員　そういうことでしたら、無理に新しく別冊を作るのではなく、既にある男女共同参画プランを少し修正するぐらいでよろしいのではないでしょう

か。

もう一つは、やはり女性活躍推進法ができて、新たに何かをやっていくんだという強い意志を市が示す分野があるのでしたら、そこに、注力をされてはどうかと思います。やはり離縁をされて生活に窮する方というのは、女性の方が多いのかなと肌感覚でも感じますし、この冊子にもそう載っています。やはり社会参画をされてない女性の方が多くて、いきなりその一人として生きていかなきゃならないとなったときに、どうしていいものかと悩まれる方もいると思いますし、また、離婚をする際に、協議離婚とはこんなものでとか、ふらっとねやがわには、いろいろ御丁寧に書いてあるのですけれども、そういうもののイメージが湧かないで一人で悩んでおられる、泣き寝入りをされているという女性の方もかなりいらっしゃるのではないかと思います。こういう御時世ですので、例えばそういう分野の相談業務を強化していく等、何か目玉を市としてつくる意思があるのでしたら、そこに特化していただいた方がいいと思います。ないのであれば、男女共同参画プランを少し修正する程度でいいのではないかと思います。

○委員 間違っているのかもしれないですけど、私が聞いたところによりますと、もともと男女共同参画社会の法律は趣旨が若干違って、この男女共同参画の場合は、どちらかといえば人権的、社会的な意味合いが非常に強い法律だったのに対し、今回の女性活躍推進法というのは、これから人口減少が続く中で、国を維持していくためには女性も活躍してもらわないといけないという経済政策に関する内容が入っています。実際に女性が活躍する中で、ネックになっている社会保障問題や、税金の問題などそういったことも国が今後一体的にいろんな案を出してくると思いますが、内容を見てみますと、法律の趣旨こそ違いますが、男女共同参画も女性の活躍推進もほとんどの部分でダブってく

るのではないかと思います。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○委員 今回新たな女性活躍推進法ができたことは、本当にいいきっかけであるし、女性が輝くためにはすごくいいことだと思います。既に、男女共同参画プランをつくっていて、内容がほぼ重なってしまうということであれば、新しく女性の活躍をさらに後押しできることを提示できればと思います。

○委員長 では、次回そういったところを提示していただいて、男女共同参画プランとの違いの中に、メリットのようなものがあれば、別冊で作るという方向で考えていただきたいと思います。

○委員 男女共同参画推進基本法というのを同じようにプリントアウトしていただいて、「何条はこことほぼ近似」のような感じで矢印を引っ張って案内するようなものを2冊出してくれるだけでも、分かりよいのではないのでしょうか。比較して上段がこれで、とか慣例法が何条で、みたいなものを作ろうとすると大変だと思います。

○委員 そんなの誰も見ないです。それは、役所の人が必要に応じて、見られると思いますが、一般の人は全然そんなの関係ないです。

○委員 我々はそれを見たとき、1条の目的というのを比較して横に並べれば、こっちにはこの言葉が入っているというのが分かります。恐らくこの1条の目的に、急速な少子高齢化の進展みたいな話は、男女共同参画の法律のほうには多分入ってないはずです。国策めいた法律だから、男女共同参画推進基本法とは違う強いメッセージというのは、多分比較することで出てくるでしょう。

全部分析してということまでは必要ないと思いますが、ぜひ、それをリンクしていただいて、簡単な部外秘資料みたいな感じでいいと思います。これはこ

こでは関係ないという内容もいっぱいあると思いますので。

○委員長　この件についてほかにございますか。

なければ、次に３回目以降の審議内容について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　まず、第３回の審議会についてですが、啓発冊子についていただきました意見等を踏まえまして改定し、事前にお配りさせていただきまして、審議会当日に最終的なご審議をいただき、仕上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、女性活躍推進法に基づく推進計画について、こちらのほうで案をお示しさせていただきまして、ご審議をいただき推進計画策定の方向性を確定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、第４回目の審議会におきましては、推進計画の策定がメインの議題になるものと考えておりますので、第３回の審議会でのご意見を踏まえるとともに、審議会の進捗状況等を勘案し、改めて審議内容を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長　ありがとうございます。今の説明の内容に関しまして、何かご質問・ご意見ございましたらどうぞ。なければ、本日の会議はこれをもって閉会としたいと思います。

皆様どうもありがとうございました。

閉会　午後４時１８分